

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○介護老人福祉施設の指定……………二

告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………三

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消……………三

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四

告示

●東京都告示第千五百六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森西四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・二―ジクロロエチレン、水銀及びその化合物並びにトリクロロエチレン

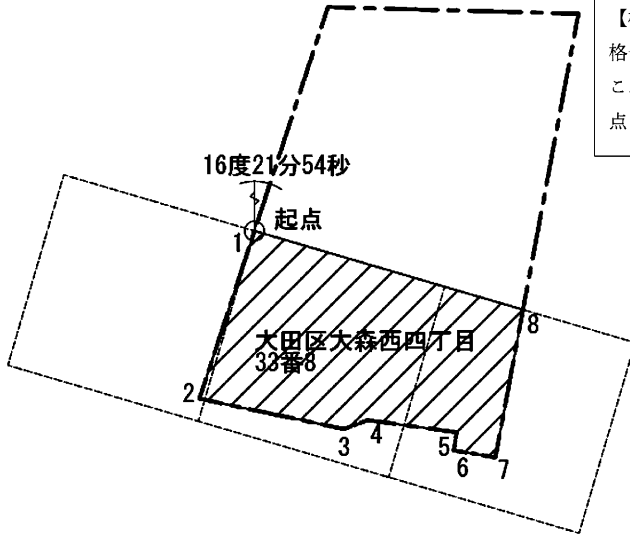
別図

【起点】

起点は、X=-47333.421、Y=-9875.128とする。記載されている座標は測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（16度21分54秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



【凡例】

- : 筆境界
- : 調査範囲
- - -: 単位区画
- ▨: 形質変更時要届出区域

点名	X座標	Y座標
1 (起点)	-47333.421	-9875.128
2	-47341.877	-9877.904
3	-47343.403	-9870.635
4	-47342.960	-9869.434
5	-47343.573	-9864.904
6	-47344.480	-9865.101
7	-47344.836	-9862.987
8	-47337.396	-9861.592

●東京都告示第千五百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号及び第八十六条第一項の規定により介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十五条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月十二日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 介護福祉施設サービス

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人 むつみ会	特別養護老人 ホームむつみ 園	江東区深川二 丁目一番十二 号	令和四年四 月一日
社会福祉法人 道心会	介護老人福祉 施設ケアホー ム練馬	練馬区土支田 二丁目十三番 十七号	令和四年六 月一日
社会福祉法人 あそか会	あそか園	江東区住吉一 丁目九番五号	令和四年六 月一日
社会福祉法人 香南会	特別養護老人 ホーム おお いずみの里 七号	練馬区大泉町 四丁目二十番 七号	令和四年八 月一日
社会福祉法人 高生会	特別養護老人 ホーム明日に 架ける橋 の五	府中市若松町 四丁目四番地	令和四年九 月一日
社会福祉法人 大和会	特別養護老人 ホーム新宿和 光園	新宿区市谷薬 王寺町四十三 番地一	令和四年九 月一日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百四十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年十二月十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在 地

介護医療院 セントラル 大田区中央八丁目三十四番十号
大田
介護付有料老人ホーム 板橋区徳丸七丁目十七番一号
コンシエール徳丸

●東京都選挙管理委員会告示第百四十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和四年十二月十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在 地

特別養護老人ホーム わ 江戸川区東葛西七丁目十九番八号
となーる葛西

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 S U T E A
- 二 店舗所在地 西東京市東町三丁目十四番三十号
- 三 設置者名 西武鉄道株式会社ほか二名
- 四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 ほか
- 五 変更を行った設置者名 西武鉄道株式会社ほか一名
- 六 変更前の設置者の代表者名 若林 久(西武鉄道株式会社)ほか
- 七 変更後の設置者の代表者名 喜多村 樹美男(西武鉄道株式会社)ほか

八 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか一名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社西友

十一 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルペール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー(合同会社西友)

十二 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫(株式会社西友)

十三 変更日 令和四年十一月一日ほか

十四 届出日 令和四年十一月二十四日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 令和四年十二月十二日から令和五年四月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 町田ターミナルプラザ
- 二 店舗所在地 町田市原町田四丁目一番十七号
- 三 設置者名 東急株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号ほか
- 五 変更を行った設置者名 東急株式会社
- 六 変更前の設置者名 東京急行電鉄株式会社

七 変更後の設置者名 東急株式会社

八 変更前の設置者の代表者名 野本 弘文

九 変更後の設置者の代表者名 高橋 和夫

十 変更日 令和元年九月二日ほか

十一 届出日 令和四年十一月二十八日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和四年十二月十二日から令和五年四月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) スタジオツアー計画

二 店舗所在地 練馬区春日町一丁目千六百二十四番地一 ほか

三 設置者名 伊藤忠商事株式会社

四 意見

ア 聴取者 練馬区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年十一月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年十二月十二日から令和五年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

